

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：香南建設株式会社

業者の住所：高知県香南市赤岡町566-1

2 指名停止措置期間：令和3年10月25日から令和4年2月24日まで（4か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

香南建設株式会社の元代表取締役は、高知県香南市が発注した市営住宅の解体工事をめぐり、入札に関する秘密情報（最低制限価格）を聞き出して不正に落札したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和3年9月1日、高知県警に逮捕され、更に令和3年9月28日、元代表取締役は入札情報を聞き出すよう市議会議員に依頼し、その見返りに市議会議員に対し金品の授受があったとして、贈賄の疑いで再逮捕された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等 に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ れたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日 から3月以上12月以内